

飼養衛生管理基準の普及による養鶏農家の鳥インフルエンザ予防対策の向上

中丹家畜保健衛生所

○加味根あかり 矢野小夜子

【はじめに】家畜伝染病予防法の改正に伴い、飼養衛生管理基準が大幅に見直され10月から完全施行された。養鶏農家における鳥インフルエンザ対策の徹底を図るため、6月から取り組んでいる毎月10日の自主点検に加え、新飼養衛生管理基準の普及・啓発を行った。

【方法】管内養鶏農家（100羽以上飼養）23戸を対象に新基準の説明会を実施し、飼養者と共に農場見取り図に衛生管理区域を設定した。その後、農場に立ち入り、基準の遵守状況の把握と改善指導をするとともに、チェック表で指導前後の改善状況を確認した。【結果】自主点検は定期（4戸）、不定期（17戸）合わせて21戸で実施。指導前の衛生管理状況は、新たな基準に照らし合わせると、全体に病原体の持ち込み防止対策が不十分な傾向にあり、特に小規模農家でこの傾向が強かった。現地確認と指導を行った結果、全ての農場で衛生管理区域が区分され、病原体の持ち込み防止対策のうち、部外者の立入制限及び車両消毒設備設置割合は、それぞれ55%から96%、64%から96%に増加した。しかし、新たに追加された埋却候補地の設定等の項目はすぐに改善できない課題として明らかとなった。【今後の課題】今回改善されなかった項目の遵守を促すとともに、新基準をより定着させるため、今後も管理状況の確認と指導を継続して行う必要がある。